**印西都市計画公園の変更（白井市決定）**

１．都市計画公園に3･3･21号冨士公園を次のように追加する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　別 | 名　　　　称 | | 位　置 | 面　積 | 備　考 |
| 番　　号 | 公　園　名 |
| 近隣公園 | 3･3･21 | 冨士公園 | 白井市冨士の一部の区域 | 約  1.3ｈａ | 植栽、遊歩道、多目的広場、芝生広場、防災倉庫 |

　　「区域は計画図表示のとおり」

〔理　由〕

　　レクリエーション需要への対応及び防災機能の強化を図ることから近隣公園を本案のとおり追加する。

印西都市計画公園（白井市決定）の変更理由

印西都市計画公園3･3･21冨士公園の変更理由を示す。

〈変更理由〉

白井市都市マスタープランにおいて、公園緑地整備の基本的な考え方を「都市公園や都市緑地等の都市施設である緑地の計画的な創出により、レクリエーション機能及び防災機能、景観形成機能などを伴った、市民が健康に暮らせる都市環境を図ります」としており、これを受けた公園緑地の整備方針を「緑が不足している既成市街地における積極的な公園等の整備による居住環境の向上」としている。

また、地区別構想においては、当該地区の課題の１つに「公園緑地の整備」が挙げられ、地区のまちづくりにおける考え方を「既成市街地における公園緑地の確保等を進めながら、防災性及び交通安全性の向上をめざします」としており、これを受けた地区のまちづくりの基本方針を「避難地及び防災空間の役割を果たす公園緑地等による公共空地の確保」、「街区公園等の都市公園の整備」及び「防災性を考慮した緑地空間の確保」としている。

そのため、公園の配置等も勘案したうえで、当該地域において3・3・21冨士公園を新たに追加するものである。

１　現況説明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番　　号  公 園 名 | 土地の沿革 | 森林法、河川法等による  公用制限 | 環　境　概　要 |
| ３・３・２１  冨士公園 | 本公園は、既存市街化区域内で生産緑地地区が指定されている畑であり、平成28年度より既存市街地に確保する近隣公園として整備する予定である。 | なし | 本公園は、都市高速鉄道2号線西白井駅の南西約2,200ｍに位置し、周辺には住宅が密集する区域があり、既存市街地として住居系の用途地域が指定されている。 |

２　工事概要書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (単位：千円) | | | | | | | | |
| 番　号  公園名 | 用地費 | 物　件  移転費 | 建　　　　造　　　　費 | | | | 事務費 | 合計 |
| 整地費 | 建築費 | 植樹費 | 小計 |
| 3・3・21  冨士公園 | 835,000 |  | 84,000 | 3,000 | 20,000 | 107,000 |  | 942,000 |

３　設計説明書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 設　　計　　概　　要 | | | 経営者及び  管理者の見込 | 工事着手及び  工事完了予定 |
| 施設名 | 施設内容 | 施設費（千円） |
| 園路・広場 | 伐採伐根、伐開除草、造成工 | 46,000 | 白井市 | 平成28年4月　1日  から  平成32年3月　31日  まで |
| 修景施設 | 芝貼工 | 13,000 |
| 休養施設 | ベンチ | 4,000 |
| 遊戯施設 |  |  |
| 運動施設 |  |  |
| 教養施設 |  |  |
| 便益施設 | 舗装工 | 18,000 |
| 管理施設 | 排水・電気設備、ﾌｪﾝｽ、掲示板 | 23,000 |
| その他施設 | 備蓄倉庫 | 3,000 |
| 計 |  | 107,000 |